

令和5年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第5回 (1月)会議録

招集期日	令和6年1月26日	14時00分	場所	行政センター 委員会室
開閉会 日時及び 宣告者	開会	令和6年1月26日	招集者	位 田 勝
	閉会	令和6年1月26日	会長	位 田 勝
会長	位 田 勝		職務代理	石 井 文 彦

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	石井文彦	出席	6	鎌田和久	出席	11	江上教之	出席
2	石橋和博	出席	7	折坂義一	出席	12	佐藤等	出席
3	竹内富美代	出席	8	高田輝雄	出席	13	位田勝	出席
4	土橋直生	出席	9	西島一洋	出席			
5	古橋優一	出席	10	則本洋希	出席			

農業委員会事務局職員 事務局長 馬狩範一 書記 係長:木村秀幸・主事:大平啓生

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

議事日程並びに会議事件

日程第1		会期の決定について
日程第2		会議録署名委員の指名について 9 西島委員 10 則本委員
日程第3	議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第4号	令和5年農地情報の公告について

議事の顛末

議長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第5回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第5回浦臼町農業委員会の会期は、令和6年1月26日、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p>
議長	<p>日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、9番 西島委員、10番 則本委員、よろしく申し上げます。日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
局長	<p>第5回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、4件でございます。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸3件、売買2件でございます。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について賃貸1件、売買3件でございます。日程第6、議案第4号、令和5年農地情報の公告についてでございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。</p>
議長	<p>次に議案1ページ、日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令</p>

事務局

和6年1月26日提出。浦臼町農業委員会会長 位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は、*****、借主は、*****です。適用は合意解約。*****賃貸借で、***年**月**日からの賃貸借でしたが、***年**月**日に合意解約の通知書が提出されております。図面は2ページになります。場所は*****農地です。*****。議案1ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長

次に3ページ、貸主*****、借主*****についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案3ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は、*****、借主は、*****です。適用は合意解約。*****賃貸借で、***年**月**日からの賃貸借でしたが、***年**月**日に合意解約の通知書が提出されております。図面は4ページになります。場所は*****農地です。議案3ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長 次に5ページ、貸主斉藤隆さん、借主松田征靖さんについてを議題と
します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案5ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*
*****。地目は公募、現況と
もに一覧のとおりで、面積は*****
*****平方メートルです。貸主は、*
*****、借主は*
*****です。適用は合意解約。*
*****賃貸借で、***年**月**
日からの賃貸借でしたが、***年**月**日に合意解約の通知書が
提出されております。図面は6ページになります。場所は*****
*****農地です。議案5ページの説明は以上
でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長 次に7ページ、貸主浅井幸範さん、借主藤井政義さんについてを議題
とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案7ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*
*****。地目は公募、現況とも
に一覧のとおりで、面積は*****
*****平方メートルです。貸主は、*
*****、借主は、*

*****です。適用は合意解約。農地法第3条、*****
*****賃貸借で、***年**月**日からの賃貸借でしたが、*
***年**月**日に合意解約の通知書が提出されております。図面は
8ページになります。場所は*****
*****農地
です。議案7ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長 9 ページ、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案 9 ページをお開き下さい。議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和 6 年 1 月 26 日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は、*****、借主は、*****です。貸付理由は*****、借受理由は*****、対価は*****円で、単価は田で*****円です。賃貸借の期間は**年間です。図面は 10 ページになります。場所は*****ます。農地法第 3 条第 2 項の各号の判断ですが、11 ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案 9 ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に 12 ページ、貸主*****、借主*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案 12 ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、借主は*****です。貸付理由は*****、借受理由は*****、対価は*****円で、単価は*****円です。賃貸借の期間は**年間です。図面は 13 ページになります。場所は*****農地です。農地法

事務局 3条第2項の各号の判断ですが、14ページに調査書を添付しておりますとおりに、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案12ページの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

鎌田委員 **単価が、*****となったのはなぜですか。

事務局 議案12ページの農地については、当初、経営安定対策事業での売買として行うこととなりましたが、借主が3月から6月まで農作業等で対応できないとのことですので、その期間の耕作権の取得を目的としたものであり、6月に経営安定対策事業の売買の申し込みの際に解約するまでの繋ぎが目的となりますので、このような単価となったという事です。

議長 他にご意見、ご質問ありませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長 次に15ページ、貸主*****、借主*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案15ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は、*****平方メートルです。貸主は、*****、借主は、*****です。貸付理由は*****、借受理由は*****です。対価は*****円で、単価は、*****円、です。貸借の期間は**年間です。図面は16ページになります。場所は*****農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、17ページに調査書を添付しておりますとおりに、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案15ページの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員 借受理由が*****、なぜ、貸借期間は**年間なのか。

事務局 本義議案以外の貸主の住宅周辺の農地について、基盤整備してから売買とするため、基盤整備が終了するまでの間、賃貸でつなぐという事です。

石橋委員 本件議案の農地と貸主の自宅周辺の農地もあわせて、借主が最終的に買い受けるという事ですか。

事務局 そのとおりです。

議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に18ページ、譲渡人*****、譲受人*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案18ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。譲渡人は*****、譲受人は*****です。譲渡理由は*****、譲受理由は*****、対価は*****円で、単価は*****円です。図面は19ページになります。場所は*****です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、20ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案18ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に21ページ、譲渡人*****、譲受人*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案 2 1 ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は
*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおり
で、面積は*****平方メートルです。譲渡人は*****
*****、譲受人は*****
*****です。譲渡理由は貸付地の売渡
し、譲受理由は*****、対価は*****円
で、単価は*****円です。図面
は 2 2 ページになります。場所は*****
*****農地です。農地法第 3 条第 2 項の各号の判断ですが、2 3 ペー
ジに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要
件を全て満たしております。議案 2 1 ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

議 長

ほかに、ご意見、ご質問ありませんか。

委 員

他にご意見、ご質問ありませんか。

議 長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長

次に 2 5 ページ。日程第 6、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第
1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と
します。2 6 ページ、貸主*****、借主*****について、
審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案 2 4 ページをお開き下さい。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進
法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、浦
臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定につ
いて審議する。令和 6 年 1 月 3 1 日公告予定、令和 6 年 1 月 2 6 日提出。
浦臼町農業委員会会長位田勝。議案 2 5 ページをお開き下さい。1. 土
地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公
募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルで
す。賃貸料は*****円。単価は*****円です。引渡し
の時期は令和 6 年 1 月 3 1 日です。貸主は、*****
*****、借主は、*****
*****です。貸付理由は*****、借受理由は
*****です。図面は 2 6 ページになります。場所は*****

事務局 *****農地です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、27ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。議案25ページの説明は以上でございます。

議長 この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん委員から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 こちらの案件は、先月に出てきたものですので、現地確認は行っておりません。しかし、用水と排水の条件が良く、区画もおおよそ良いので、この価格としました。以上です。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長 次に28ページ、譲渡人*****、譲受人*****
*について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案28ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。対価は*****円。単価は、*****円、*****円、*****円、*****円です。所有権移転の時期は令和6年1月31日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*****、譲受人は*****
*****です。譲渡理由、譲受理由はともに農地保有合理化事業による売買です。図面は29ページになります。場所は*****
*****農地です。議案28ページの説明は以上でございます。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員 単価がなぜ、このような大きな差が付いたのですか。

地区委員長 この圃場内の田は、田落しであり、流末の田から道路側溝に排水をしている状況でありますので、基本的に価格は低くなっております。また、大きく単価が低くなった田は、ビニールハウスの鉄骨が撤去されていなかったり、畦畔が整っていない田であります。中には、用水も入らずに荒れている田もありましたので、この様な単価の開きが出ました。

議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。

鎌田委員 所有者が同じ田で、一部この議案から抜けている田がありますが、なぜ抜いたのですか。

事務局 抜いた農地内に、納屋等の建物がありますので、経営安定対策事業上、対象とすることができませんので、除外しました。

委 員 他にご意見、ご質問ありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 次に30ページ、譲渡人*****、譲受人*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案30ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。対価は*****円。単価は*****円、*****円です。所有権移転の時期は令和6年1月31日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*****、譲受人は*****です。譲渡理由は*****、譲受理由は*****。図面は31ページになります。場所は*****農地です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、32ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合しておりますので許可要件を全て満たしております。議案30ページの説明は以上でご

事務局 ございます。

議長 この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん委員から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 昨年11月に現地確認を行っております。賃貸により譲受人が管理を行っており、圃場の状態も良いので、この価格としました。以上です。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

折坂委員 田に水は入らないのですか。

地区委員長 水利権も無く、用水も無く、長年畑の状況でした。

議長 他にご意見、ご質問ありませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長 次に33ページ、譲渡人*****、譲受人*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案33ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。対価は*****円。単価は、*****円、*****円です。所有権移転の時期は令和6年1月31日で、引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は*****、*****です。譲渡理由は*****、譲受理由は*****です。図面は34～35ページになります。場所は*****です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、36ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合しておりますので許可要件を全て満たしております。議案33ページの説明は以上でございます。

議 長 この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん委員から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長 昨年11月に現地確認を行っております。*****は圃場の状態も良く、用水・排水も整っていることからこの価格とし、*****は、用水・排水は整っておりますが、段差があるため、この価格としました。以上です。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 37ページ。日程第6、議案第4号、令和5年農地情報の公告についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案30ページをお開き下さい。議案第4号 令和4年農地情報の公告について、新農地制度の施行に伴い令和4年浦臼町農地情報について別紙のとおり審議する。令和5年2月1日 公告予定、令和5年1月25日提出。浦臼町農業委員会会長畑山証。議案31ページをお開き下さい。こちらの浦臼町賃借料情報については、令和5年1月から12月までに締結、公告された賃貸借における賃借料水準を表にしたもので、田の部と、畑の部に分かれ、田の部には基盤整備地域、未整備地域とそれら両方を含む全域があり、それぞれのデータ数により最高額・最低額と平均額を表しています。畑の部についても、普通畑として、田と同様に表にしています。また、この賃借料情報については、浦臼町のホームページに掲載する予定であります。議案31ページの説明は以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問をお受けします。

石橋委員 どういう所を見て、作成したのですか。

事務局 昨年の1月から12月までに成立しました、農地法第3条の賃貸と強化法の賃貸の実績の、最高額・最低額・平均を出したものです。

鎌田委員	農業公社事業のものは入っていますか。
事務局	単価の算出方法が違うため、入れておりません。
折坂委員	水張していない田や畑の状態の田は、田に入れていきますか。
事務局	現況が田のものは、全て、田に入れております。
議 長	他に、ご意見ご質問ありませんか。
委 員	ありません。
議 長	それでは、議案第4号、令和4年農地情報の公告については、新たに浦臼町賃借料情報を公告することで決定致します。
議 長	以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。 これもちまして、第5回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月25日 浦臼町農業委員会会長 位 田 勝

委員 印

委員 印